

第2回和光市保育園保育料等検討委員会 会議録

日時	平成22年11月5日(金) 19:30～21:40
場所	和光市庁舎6階602会議室
出席者	石田委員長 郡司副委員長 岡本委員 斉藤委員 土田委員 小澤委員 安井委員
事務局	保健福祉部こども福祉課 亀井課長補佐 渡邊主事 森下主事補
傍聴者	1名

1 開会挨拶

2 会議公開

和光市市民参加条例第12条第4項に基づき、審議会の会議は公開することになっているため、原則どおり公開する。会議録は委員名を明記した要点記録とする。(事務局説明)

3 議事進行

設置要綱第4条第1項の規定に基づき、石田委員長が議長として議事を行った。

(1) 本日の議題内容

本日は、保育料徴収基準額表改定案全体、また各改定案に対し、委員の皆様よりご意見をいただき、検討委員会としての改定案の方向性を決定していきたい。なお、延長保育料金等公設園における特別保育事業については、次回の会議で検討をお願いしたい。そのため、前回資料要求のあった、延長保育料改定案の収入見込み等については、次回配付とすることをご了承いただきたい。(事務局)

(3) 保育料徴収基準額表改定案について

本委員会の検討事項としての階層区分、多子軽減の実施、改定案について、順次討議。

ア 階層区分について

事務局案としては、現在のD12までの階層を現在の国基準である734,000円以上の階層を設定しD16まで階層を細分化したい。(事務局)

(ア) 国基準の新階層を設定し細かくするのは問題ないとする。(岡本委員)

(イ) 国基準の新階層を設定し、階層を細分化することに異論はないが、朝霞市と志木市は、国基準の新階層を設けているのか。(斉藤委員)

→ 朝霞・志木市は50万円以上が最高の階層となっており、D13～15階層を設けていた。今回和光市が検討案として出したD16階層の734,000円以上は、国が新しい階層として平成22年4月に設けたものなので、朝霞・志木市は、

まだ反映していない。(事務局)

→ 改定案のD13～16階層については、所得が多い人は多く払う内容になっているので、内容について、これから議論していきたい。(委員長)

基本的には、事務局案の階層でよいと考える。(斉藤委員)

(ウ) 保護者の立場からすれば保育料改定は厳しい話であるが、20年以上改定が行われていない点、市の財政状況、国の新階層設定に合わせる点を考えると、事務局案の階層区分でよいと考える。(土田委員)

(エ) 事務局案の階層区分でよいと考える。(小澤委員)

(オ) 23年来、改定を行っていないこともあり、階層区分は国基準で行うことが適当だと考える。また、今後の税制改正を考えて、国は734,000円以上の階層を追加してきていると思うので、最新の国基準でよいと考える。(安井委員)

(カ) 今後見直しを行っていく際にも、国基準が求められると思うので、国階層に合わせるのがよいと考える。(郡司副委員長)

※ 和光市の保育料徴収基準額表の階層については事務局案のAからD16までで改定していくことに出席委員一致で委員会の決定とした。

イ 多子軽減の実施について

国基準の第1子は全額、第2子は半額、第3子は免除にすることについて。

(ア) 第1子から第3子までいる世帯数は少ないと思うが、状況はどうか。(岡本委員)

→ お子様1人が通っている世帯は738世帯、2人が通っている世帯は177世帯、3人が通っている世帯は5世帯、計920世帯となっている。(事務局)

→ 全体に与える影響は少ないと考える。多子軽減を実施する影響は少ないため、問題ないと考える。(岡本委員)

(イ) 賛成。(斉藤、土田、小澤、安井委員)

(ウ) 多子軽減を実施することによって、3人いる世帯が少ないとしても、2人いる世帯は多いことから現行保育料では、1,000万円ほどの減収となるため、市の歳入や保護者への影響はあるが、国基準の多子軽減を和光市でも実施するべきと考える。(郡司副委員長)

※ 多子軽減について、和光市でも国基準の第1子は全額、第2子は半額、第3子は免除として導入することを出席委員一致で委員会の決定とした。

ウ 改定案について

前回の事務局案として、改定案1(5%上昇)、改定案2(10%上昇)、改定案3(15%上昇)の案を提示している。事務局としては、改定案2と3の中間で改定をしていきたい。

平成22年6月の保育料本算定時における今年度見込み額に対し、多子軽減を実施

すると1,013万7千円の減収と平成19年の税源移譲の影響により、2,370万円の歳入減となり、合わせて約3,300万円の減収分を今回の改定では、補いたいと考えている。(委員長)

改定案一覧表(前回配付資料8)については、改定案1、2、3について、全て多子軽減実施後の調定見込み額を比較している。(事務局)

(ア) 多子軽減実施の影響額△1,013万7千円の根拠はどこに示されているのか。

(岡本委員)

→ 前回配付した資料7にあるが、資料6には、平成22年の保育料調定見込み額を記載しており、資料7には平成22年の保育料調定見込み額で多子軽減を実施した金額を記載しており、その差が△1,013万7千円となっている。第2子の7割負担が5割負担に軽減される世帯が76世帯いるため、影響が大きい。(事務局)

(イ) 今まで階層によって軽減割合が違ったのか。(斉藤委員)

→ 今まで3歳未満児の第2子と3子はD6階層までが、第1子の5割負担で、D7からD12階層までは、第1子の7割負担としていた。(事務局)

(ウ) 事務局としては、改定案2と3の間と考えるが、どの案が妥当と考えるか。まずは10%上昇の改定案2についてどう考えるか。(委員長)

(エ) 最低目標額は、税源移譲による減収2,370万円だと思うので、それを補える率でよいのではないか。(岡本委員)

(オ) 岡本委員の意見も尤もだと思うが、歳入減によって待機児童対策が疎かになるのは話が違ふと考える。歳入減を埋められるのであれば、待機児童対策ができるのか。(斉藤委員)

→ 歳入減を埋めることによって、新たな待機児童対策ができると思うが、保護者負担が伴うので、ご意見いただければと思う。最低限の目標額としては、税源移譲の2,370万になると考える。(事務局)

→ 保育料を大幅に上げると、保育料が安い近隣市に引っ越してしまうことも考えられ、和光市にとって良くないと思うので、4市とあまり差異が出ない金額設定や平均にした方がいいのではと考える。

4市の保育料比較について、保育料以外にかかる費用は主食代の徴収状況の資料で見ればよいのか。(斉藤委員)

→ 保育料については前回配付の資料4と本日配付した主食代比較の表でご確認いただきたい。(事務局)

→ 事務局案としては、3歳以上児は主食代を徴収することができ、主食代を徴収していない志木市のように非課税世帯で1,000円徴収していることから、改定

案では、主食代は別途徴収ではなく、保育料に含めて徴収する案と理解していいか。(郡司副委員長)

→ 志木市と同様に和光でも主食代を別途徴収せず、保育料に含まれる考え方で案を作成している。(事務局)

(カ) 3歳児以上児の主食代については、和光・志木市は別途徴収していない。朝霞・新座市は、別途徴収している。3歳以上児の保育料と主食代のトータルで見ると、改定案2と朝霞市は大差ないが、志木・新座市は高い。新座市と改定案2を比べると新座市は主食代を徴収しているにも関わらず高い。志木市も主食代を徴収しているにも関わらず高いので、階層によっても異なるが、トータルで見ると、改定案2と朝霞市はほぼ近く、他2市が高い。税源移譲に対応し、保育料改定を行った志木・新座市は高い。(安井委員)

(キ) 朝霞市が安い、保育料を上げるとしても志木市くらいがいいのではないかと。志木市程度だと改定案2、新座市程度だと改定案3に近いということがわかった。改定案2で志木市程度とするか、歳入減ということを考えると改定案1と2の間がいいのではと考える。(斉藤委員)

(ク) 改定案1と2の間では、改定案1と大して変わらないでは。現状を考慮すると改定案2が適当であると考え。(土田委員)

(ケ) 斉藤委員の意見も理解できるが、5年に一度とか10年に一度とか上げてこなかった経緯や現在の財政状況、今後の保育園行政をどうしていくのか等を含めると、現在、保育園に預けている保護者には負担を強いてしまうが、今後の子ども達のためにということを含めて考えると、改定案2が適当と考える。(小澤委員)

(コ) 長年改定されていなかった経緯、税源移譲に対応しなかったこと、本来なすべき改定がされていなかったことによる歳入減の穴埋めが、今回の保育料改定のポイントになると思う。税源移譲による歳入減2,300万、国基準の多子軽減に対応してこなかったことにより1,000万円の歳入減の影響が出ており、合わせて約3,300万円の影響額分の財源確保できる保育料改定が市として希望するところであるが、保護者の負担のこともあるため、改定案2が適当であると考え。また、朝霞市については、長年保育料改定が行われておらず、税源移譲時に対応してこなかったため、今後のことを考えると、朝霞市がこのままであるのか不透明なところだと考える。(安井委員)

(カ) 改定案2を中心に保護者の意見を尊重して決めていきたい。10%程度といってもD16階層では、3歳児で127%、4歳以上児131%となっている。一定の率で保育料を決めるだけではなく、階層によっては個別の額も含め、意見をいただければ、事務局も調整がしやすいと思える。次回は、改定案2に対し事務局で調整

した案を微調整するやり方で進めるべきではないか。(郡司副委員長)

(シ) 改定案2に対し間差額等についてご意見をいただきたい。

その前に、現在の保育料について、B階層は0円であるが、改定案では、3歳以上児では、志木・新座市で徴収してことから、改定案でもB階層(非課税世帯)3歳以上児で保育料として1,000円を徴収するようにしている。この点について、ご意見を伺いたい。(委員長)

(ス) B階層該当世帯はどれくらいいるのか。(岡本委員)

→ 44世帯いる。(事務局)

(セ) B階層について、第2子、3子も同じ考え方なのか。(斉藤委員)

→ 同じである。第2子、3子が3、4、5歳だと対象となる。(事務局)

※ B階層の3歳以上児の保育料1,000円の設定については、委員会の決定とした。

(ソ) では、改定案2をベースに考え、上げ幅や間差額等、具体的にご意見をいただきたい。(委員長)

(タ) 3歳未満が全体的に高いので、率を下げられないか。(岡本委員)

(チ) 3歳未満が全体的に高く、3歳未満で2人いる家庭も多く、金額的に厳しいのではないか。(斉藤委員)

→ 第2子は、D7階層からは今まで7割負担だったのが5割負担になるので、今までより安くなる。D15階層からは、若干上がる。(安井委員)

(ツ) 3歳未満児のD7階層以上D14階層までの階層では、3歳未満児の兄弟がいる場合は、現行の保育料と年額で比較した場合、マイナスとなる。(事務局)

(テ) 改定案2のままでは特には異論なし。(土田委員、小澤委員、安井委員)

(ト) 間差額が3歳未満で最高8,130円になっているのは、D10階層から保育料が今まで同じであったため、改定案として階層ごとに500円ずつアップしていることから、事務局案でもやむを得ないものと思う。(郡司副委員長)

(ナ) 改定案で、3歳未満が2人いると保育料はあまり変わらない、または減額になるが、4歳以上児と3歳児で2人いる場合、もともと5割軽減なので、保育料が上がるので、ケースバイケースであるが、格差があるのではないか。(斉藤委員)

→ 3歳以上児では、D5階層から保育料を細分化しているので、上がってしまう。(岡本委員)

(ニ) 3歳以上児でD5からD11階層まで2階層ずつ500円上げているが、これを3階層、4階層ずつにアップすると最高額でも3歳児28,000円、4歳以上児23,500円に収まるのではないか。(斉藤委員)

→ 階層設定について、所得税額の幅はD10階層までが3万円ずつ、D11階層

からは約10万円ずつになっているため、D5階層から2階層ずつにまとめて、上げ幅を抑える趣旨で2区分をまとめている。負担が大きいということであれば、区分を変えた案についても次回提示をいたしますが。(事務局)

- (ヌ) 感覚的には、3歳児、4歳以上児の上げ幅が厳しいかなと感じる。(斉藤委員)
- (ネ) 3歳以上児において、10%アップをベースに見直ししているが、D13階層以上は上昇率が120%以上である点が気になる。考えるのであれば、この点を見直すことがいいのではないか。(安井委員)
- (ノ) 改定案2に対して微調整をし、いくつか案を用意しますので、次回検討をお願いしたい。(事務局)
- (ハ) 全体的に8%、9%の案、今まで一緒だった階層を細分化しているが、上げ幅を抑えた案を1つ、2つ見たい。それら改定による増収額を見たい。(斉藤委員)
- (ヒ) 構成人数が多いD5からD10階層の保育料について微調整をして見直した案もあると保護者は受け入れやすいのではないかと思う。(小澤、斉藤委員)
- (フ) 基本的な方向としては、改定案2を基本としいただいた意見を基に、次回案を作成し検討することとする。(委員長)

(4) その他

次回の委員会開催日程

11月19日(金) 19:30から 602会議室